

第 1 回 第2期石狩市食育推進計画策定委員会

日時 令和3年8月 31 日(火) 17:00～

場所 石狩市役所 3階 庁議室

次 第

1. 開 会

- (1) 委員委嘱状の交付
- (2) 市長挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 委員長及び副委員長の選任

2. 提言依頼

3. 委員長挨拶

4. 議 事

- (1) 第2期石狩市食育推進計画の策定について
- (2) 第1期計画と施策の評価について
- (3) アンケートの実施について

5. その他

6. 閉 会

石 狩 市

会議資料

1. 第2期石狩市食育推進計画策定委員会設置要綱 [資料1]
2. 第2期石狩市食育推進計画策定委員名簿 [資料2]
3. 第2期石狩市食育推進計画の策定について [資料3]
4. 第1期石狩市食育推進計画 [別冊]
5. 第1期石狩市食育推進計画 施策の評価 [別冊]
6. アンケート調査票（案） [資料4]

第2期石狩市食育推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 石狩市における食育基本法（平成17年法律第63号）第18条に規定する市町村食育推進計画（以下「推進計画」という。）の策定のため、石狩市食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、市長の依頼に応じ、次の各号に掲げる事項を審議し、提言するものとする。

- (1) 推進計画の検討及び策定に関すること。
- (2) その他食育の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、10名以内の委員で組織する。

- 2 委員の構成は、別表に掲げる所属機関・団体の中から推薦を受けた者及び一般公募により選出することとし、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、所掌事務に係る提言がなされる時点までとする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を統括し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- 5 委員会の会議は、原則として、これを公開とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、企画経済部農政課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営等について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

別表（第3条関係）

	機関・団体名
1	教育関係機関・団体
2	石狩市食生活改善推進協議会
3	いしかり食と農の未来づくり推進委員会
4	石狩市学校給食センター
5	食育に関係する団体
6	一般公募

第 2 期石狩市食育推進計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	団体名及び肩書	備考
1	村田 まり子	藤女子大学人間生活学部食物栄養学科 教授	
2	清水 祐美子	石狩市食生活改善推進協議会 会長	
3	吉田 絵里	石狩市学校給食センター 栄養教諭	
4	納谷 眞智子	石狩トーク☆クラブ 代表	こども食堂
5	穴田 めぐみ	NPO法人ひとまちつなぎ石狩 スタッフ	
6	本間 敏子	一般公募	こども食堂

計 6 名

第 2 期石狩市食育推進計画の策定について

1 策定の趣旨

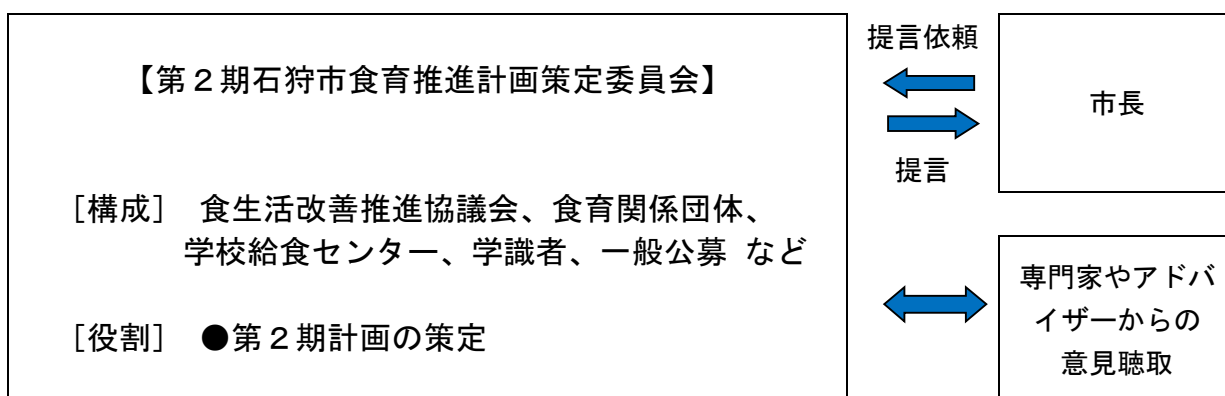
本市では、食育基本法に基づき、平成 29 年 3 月に「石狩市食育推進計画」を策定し、子どもの頃から食に対する基礎を作り、生涯にわたる食育を推進するため、「食を通じ地域で子どもの心身の健康と生きる力を育む」を目指す姿に、平成 29 年度～令和 3 年度までの 5 ヶ年を計画期間に、市民、関係団体、関係機関、行政が連携して、食育推進に取り組んできました。

ライフスタイルの多様化等により、日本の伝統的な食文化が失われつつあることや、まだ食べられるのに廃棄される食品ロスの問題、さらに、少子高齢化が進む中、世帯構造や社会環境、経済状況の変化により、家庭や個人の努力のみでは健全な食生活の実践が困難な状況も見受けられ、多様な暮らしに対応した食育の推進が求められています。

これまでの進捗状況や国及び北海道の動向、本市の特徴を十分に踏まえ、地域や関係団体が連携・協働を図ることで食育運動がより一層発展し、未来ある子どもを中心に全ての市民一人ひとりが、自ら食育に取り組んでいけるよう、「第 2 期石狩市食育推進計画」を策定するものです。

2 策定に係る検討体制等について

(1) 検討体制



3 策定のスケジュール等について

(1) スケジュール

作業関係	内容	令和3年						令和4年		
		7	8	9	10	11	12	1	2	3
第1回策定委員会	現計画の評価		●							
アンケート実施				↔						
第2回策定委員会	アンケート結果検証				●					
第3回策定委員会	計画原案の決定					●				
パブリックコメント							↔			
第4回策定委員会	計画決定								●	
計画決定・公表										↔

(2) 策定手順

I 現計画の評価

(i) 石狩市食育推進計画の各施策の検証

II 課題の抽出

(i) アンケートによる現状分析

III 計画原案の策定

IV 計画原案の決定

V 計画の決定

(i) 計画原案の公表

(ii) パブリックコメントの実施

(iii) 計画の決定、公表